

令和元年度答申第3号

令和元年 7月 9日

松戸市教育委員会  
教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会  
会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年8月28日付け松教生企第173号の5をもって諮問のあった「松戸市行政事務調査規程の規定で行われることに基づいて取得・作成された公文書（電磁的記録を含む）一切」に係る公文書の非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）に対する審査請求について、審査請求人の主張は棄却することが妥当である。

### 2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年6月19日付け公文書開示請求書により、「松戸市行政事務調査規程の規定で行われることに基づいて取得・作成された公文書（電磁的記録を含む）一切」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

松戸市教育委員会（教育企画課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、平成30年7月3日付け公文書非開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年7月9日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

### 3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は全て開示するとの裁決を求める。」というものである。

### 4 実施機関の説明要旨

- (1) 開示請求する文書について、公文書開示請求書には、「行政事務調査規程に基づいて取得作成された公文書一切」と記載されている。
- (2) 処分庁である松戸市教育委員会は、松戸市行政事務調査規程第4条に規定する調査担当課ではないことから、調査主体として同規程に基づいた公文書は作成していない。また、調査対象としては、同規程第2条ただし書の規定により調査を受けることとなるが、当該調査は実施されていないことから、調査に対する回答としての同規程に基づく公文書も取得・作成していない。

いため、不存在を理由として非開示決定をした。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

## 5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

### (1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができることを規定する（条例第5条）。

また、条例は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）及び公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこと（同条第2項）を規定する。

### (2) 本件文書について

条例において開示請求の対象となる文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である（条例第2条第2項）。

本件において開示対象となっている文書は、「行政事務調査規程に基づいて取得、作成された公文書一切」であり、本件文書は、条例に規定する組織共用文書に該当する。

### (3) 本件文書の存在について

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7条）。

そして、開示請求に対する決定等について、条例第10条第2項において、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開

示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないことを規定する。

松戸市行政事務調査規程では、処分庁である松戸市教育委員会は同規程第4条の調査主体ではないが、第2条ただし書きに規定する「他の行政機関」の一つとして、同規程に基づく調査を受けることがあり得る。

当審査会において、処分庁から意見を聴取し、本件文書の存否について確認したところ、松戸市教育委員会は、松戸市立小学校、中学校及び高等学校を含め、同規程に基づく行政事務調査の対象となることがなく、行政事務調査規程に基づき、教育委員会が作成し、又は取得した文書は不存在であるとする説明をした。当審査会は、処分庁のこれらの説明について、特段不合理な点はなく、妥当なものであると判断した。

そのため、本件文書は、同項中「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当する。

(4) 以上により、本件処分は妥当である。

## 6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月28日	諮問書の受理
平成31年2月13日	第1回審査会（諮問の報告）
平成31年3月28日	第2回審査会（審議・理由説明）
平成31年4月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和元年6月6日	第4回審査会（審議）
令和元年7月8日	第5回審査会（審議）